

# 概要書面

本書面は「特定商取引に関する法律」第37条1項により、交付することが義務付けられている書面です。

会員は会員候補の方が入会する如何に関わらず、本書面の内容を説明し、必ずお渡し下さい。

会員候補の方は、登録される前に本書面をよく読んで十分理解されますようお願い致します。

本書面の内容をよくご確認の上、お手元に保管して下さい。

## 1. 統括者の名称・代表者名・所在地・電話番号等

社名：リビングフード発酵工業

代表：古川 篤史

所在地：茨城県水戸市西原 2-12-3 白石ビル

TEL：029-350-3112

FAX：029-350-3113

事業内容：発酵食品等の製造・販売

※「リビングフード発酵工業」は、以下「弊社」と記載致します。

## 2. 連鎖販売における取扱商品

商品名：酵菜

名称：植物性乳酸菌調味料

内容量：1,000ml

価格：4,700 円（税込）

※一般小売価格：5,700 円（税込）

## 3. 登録資格・登録ルール

- ① 会員として登録するには、会員登録申請書の提出と商品の購入、および弊社の承認が必要になります。
- ② 商品内容、サービス内容及び報酬制度（コミッションプログラム）の仕組みに関する説明等を十分に受けて理解された方。
- ③ 会員登録の申込者は、日本在住の20歳以上（学生を除く）であること。
- ④ 外国籍であった場合、特別永住者証明書または在留者カードおよびパスポート（在留資格表示部分を含むもの）の写しを提出していただきます。
- ⑤ 商品配送可能な住所が日本国内にあること。
- ⑥ 法人の場合、その代表者（登録資格を満たしている者）名義での会員登録が可能です。
- ⑦ 既に会員登録されている方のご紹介が必要になります。
- ⑧ 暴力団等、反社会的と認められる団体に所属する者ならびにその団体と密接な関係を有していないこと。
- ⑨ 成年被後見人、被保佐人、被補助人等の判断力に懸念がある者として不適当と考えられる場合でないこと。
- ⑩ クーリングオフまたは解約により一度会員登録を解除（退会）された方は、6か月間経過していること。
- ⑪ 禁止行為や遵守事項を遂行せずに会員資格剥奪（除名処分）となった方は再登録できません。

- ⑫ 架空名義を使つての登録はできません。
- ⑬ 1人の名義で持てるポジションは1ポジションとなります。
- ⑭ 登録者名義と、決済に用いる口座名義またはクレジットカードの名義は同一であること。
- ⑮ 登録者名義と、報酬振込先の口座名義は同一であること。
- ⑯ 3ヵ月間、商品の購入がない場合は自動的に会員資格解除（退会）となります。
- ⑰ その他、弊社による独自の審査を行った上で登録をお断りする場合がございます。

#### 4. 会員の権利

- ① 弊社取扱商品を定期配送にて購入できます。
- ② 月内の追加購入は20%割引で購入できます。
- ③ 20%割引で追加購入した商品を一般小売価格にて小売することができます。
- ④ 会員紹介による流通実績に応じて、弊社の定めるプログラムに基づきコミッションを取得できます。

#### 5. 会員の責務

- ① 弊社の事業および商品に関する正確な知識を把握して説明を行うこと。
- ② 会員は、自身が紹介した会員に対して様々な伝達や活動における支援を目的としてサポートを行うこと。

#### 6. 会員の独自性

会員はいかなる場合においても弊社との間に雇用関係はなく、独立した事業主として自らの責任において営業活動を行うこと。

また、紹介活動に伴い、お客様との間で発生したトラブルに関しては、弊社の指示に従い解決するものとする。

#### 7. 会員登録の手順

- ① 本紙（概要書面）の内容をよく読み、ご理解・ご納得をされたうえで、会員登録申請書へ必要事項を記入し、署名、捺印して下さい。
- ② 初月の商品代金を弊社指定の口座（※振込先）までお振込みいただき、振込明細書の写しをご用意して下さい。登録時にお支払いいただく金額は「9. 特定負担に関する事項」に記載のある商品代金となります。尚、振込手数料は会員負担となりますのでご了承下さい。
- ③ クレジットカード決済を希望される方は、弊社指定の PayPal 決済画面より、必要事項を入力し、決済を完了させて下さい。
- ④ 会員登録申請書の原本、振込明細書の写し（クレジットカード決済の場合は不要）を弊社まで FAX して下さい。
- ⑤ 会員登録申請書の原本は、登録者本人が受け取り、大切に保管して下さい。
- ⑥ 会員登録申請書に不備がなく、入金確認が完了し、弊社にて登録を承認、登録作業が完了した時点で、会員となります。

※振込先：筑波銀行 赤塚支店 （普通）1035991 フルカワ アツシ

ゆうちょ銀行 記号：10620 番号：43461571 フルカワ アツシ

## 8. 契約年月日（会員登録日）について

会員登録申請書の弊社受領日または初月の商品代金の入金確認日のいずれか遅い日が、契約日（会員登録日）となります。

## 9. 特定負担に関する事項

会員として特定利益（コミッション）を取得するためには、下記の代金を弊社指定方法にてお支払いいただく必要がございます。

### ① 入会時・2か月目

最低支払額 4,700円（税込）⇒ 酵菜（1,000ml）1本コース 4,200PV

お支払い方法は、現金振込またはクレジットカード（PayPal）決済と致します。

※出荷事務手数料が別途掛かります。（別紙 出荷事務手数料一覧表 参照）

※現金振込の場合、振込手数料は会員負担となりますのでご了承下さい。

### ② 3か月目以降

最低支払額 4,700円（税込）⇒ 酵菜（1,000ml）1本コース 4,200PV

お支払い方法は、原則、口座振替またはクレジットカード（PayPal）決済とします。

※口座振替やクレジットカード決済が不可だった会員は、当月末まで現金振込をすることで、当月有効となります。

※出荷事務手数料が別途掛かります。（別紙 出荷事務手数料一覧表 参照）

※現金振込の場合、振込手数料は会員負担となりますのでご了承下さい。

## 10. コースおよびPV（ポイント）について

弊社では、会員の商品購入および流通の計算において、「PV（＝ポイントバリュー）」という方式を用いるものとします。

会員は1ポジションにつき1本コースから6本コースを選択することができます。

1本コース（4,700円）⇒4,200PV

2本コース（8,460円）⇒6,800PV

3本コース（12,220円）⇒9,400PV

4本コース（15,980円）⇒12,000PV

5本コース（19,740円）⇒14,600PV

6本コース（23,500円）⇒17,200PV

## 11. 特定利益（コミッションプログラム）

### ① 「コミッションプログラム」とは

会員が、新規で会員を紹介し、そこから連鎖販売による流通が起きた場合、流通実績に応じて発生する報酬。

### ② 受給条件

当月4,200PV以上の商品購入がある有効会員であること。

### ③ 会員の配置

原則、自身の紹介会員を「1レベル」、1レベル会員の紹介会員を「2レベル」、2レベル会員の紹介会員を「3レベル」、3レベル会員の紹介会員を「4レベル」、4レベル会員の紹介会員を「5レベル」、5レベル会員の紹介会員を「6レベル」に配置していきます。

#### ④ コミッションプログラム

以下に規定された、PV に対してのパーセンテージにて、報酬を算出します。

- 1 レベル 20%
- 2 レベル 5%
- 3 レベル 5%
- 4 レベル 5%
- 5 レベル 10%
- 6 レベル 10%

#### ⑤ 段階の繰り上がり

自身から始まる組織の 6 レベル内において退会者が現れた場合は、7 レベル以降より繰り上がり、コミッションに反映されます。

#### ⑥ 締日と支払日について

締日は毎月末日とし、当月の PV を算出する。それに基づき、会員が登録時に指定した金融機関口座へ翌月 25 日に支払うものとする。

※支払日が金融機関の未稼働日に該当した場合は、翌営業日の支払いとなります。

※振込手数料をコミッションから差し引いた金額で支払いとなります。

#### ⑦ 最低支払額について

振込手数料を差し引く前の金額が 3,000 円以下の場合は、原則、支払いを翌月以降に繰り越しとし、3,000 円を超えた時点で支払いとなります。

## 1 2. 退会について

- ① 会員が退会を希望する場合は、退会届を提出することにより、いつでも退会できます。
- ② 退会届を弊社に提出した時点で退会となり、「4. 会員の権利」に記載された全ての権利を喪失します。
- ③ 一度退会すると、6 か月間は再登録できません。

## 1 3. 返品や返金等について

クーリング・オフ以外の返品や返金は、弊社が特別承認したものでない限りは、原則行わないものとします。

## 1 4. クーリング・オフ

会員契約の解除を希望される場合、会員登録完了のご案内または初回商品到着日のいずれか遅い方の日を「起算日」とし、起算日から 20 日を経過するまでは無条件で会員契約を解除することができます。

- ① クーリング・オフをする場合、上記「起算日」から 20 日以内に、弊社宛に書面（はがき等）にてお申し出下さい。
- ② 効力は、書面を発信した時（郵便消印日付等）から発生します。
- ③ 書面には、「起算日」「会員番号」「会員氏名」「登録住所」「登録電話番号」「クーリング・オフの文言と会員契約を解除する旨」を記入して下さい。
- ④ クーリング・オフによる商品の返品費用は弊社が負担致します。弊社住所まで着払いにて返送願います。
- ⑤ クーリング・オフを適用した場合、会員としての権利を一切失います。

- ⑥ 既に支払われた商品代金は、速やかに全額返金致します。
- ⑦ 違約金、使用利益、その他の損害賠償、引き取り費用に関する請求は一切致しません。
- ⑧ 前記クーリング・オフ期間経過後の場合でも、クーリング・オフに関して、お客様に対して説明や勧誘を行った人が、不実の事を告げ、そのためにお客様が誤認した場合、または威迫を行い、そのためにお客様が自分の意志に反してクーリング・オフができなかった場合、「登録の解除を行うことができる旨を記載した書面」を交付します。この書面を受領した日から 20 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

### 1 3. 特定商取引法等の関連法規における重要事項

弊社の会員は、以下の事項を遵守しない場合、「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」、刑法、医薬品医療機器等法（旧「薬事法」）、消費者契約法等の関連法規によって罰せられることがあります。勧誘を行う際は、相手方に弊社のビジネスが特定商取引法に定める連鎖販売取引であること、および以下の事項を十分に説明して下さい。

#### ① 氏名等および勧誘目的の明示（特定商取引法第 33 条の 2）

- (1) 勧誘を行うに先立って、相手方に、本名（法人の場合は会社名および勧誘行為をする個人名）、弊社名、弊社の会員であること、特定負担を伴うビジネスの勧誘が目的であること、商品ならびに弊社のビジネスが特定商取引法に定める連鎖販売取引であることをはっきりと告げて下さい。
- (2) 「酵素」が植物性乳酸菌調味料であることを説明しなければなりません。

#### ② 書面の交付

- (1) 勧誘を行う際は、相手方の入会意思の有無にかかわらず、紹介者記入欄に自身の名前を記入した最新の「概要書面」を渡し、内容を説明しなくてはなりません。さらに、相手が説明した内容を十分理解しているか確認も必要です。
- (2) 契約の締結後、初回の商品とともに「会員登録完了のご案内」ならびに「ビジネスキット」が届きますので、内容を十分に理解するようご案内下さい。契約内容を確認するとともに、クーリング・オフの起算日ともなる重要な書面です。

#### ③ 不実告知の禁止等に関する事項（特定商取引法第 34 条）、その他遵守事項

- (1) 勧誘を行う際は、以下の事項について正確な内容で、相手が理解できるように明確に説明しなければなりません。
  - ・商品について
  - ・特定負担について
  - ・契約の解除（クーリング・オフを含む）について
  - ・特定利益（コミッションプログラム）について
  - ・その他、取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について
- (2) 勧誘に際して、または契約の解除を妨げるために上記の事項について、重要な事実を告げないこと、および事実でないことを告げることは、特定商取引法により罰せられます。
- (3) 説明、勧誘をするにあたって、相手を困惑させたり、威迫行為を行うことは、特定商取引法により罰せられます。
- (4) 事務所、自宅、セミナー会場等、公衆の出入りしない場所を使用して勧誘を行う場合に、事前に勧誘目的を告げずに勧誘することは、特定商取引法により罰せられます。

- (5) 「商品は必要ない」「ビジネスの勧誘はお断りします」等と言われた方に対し、期間を置かずに再度勧誘を行うなど、迷惑を与える行為を禁止致します。
- (6) 特定商取引法等関連法規を遵守し、最新の会員規約に則った勧誘を行うこと。尚、会員規約については、別途作成されるまでは、概要書面に準ずることとします。
- (7) 第三者（他の会社、弊社の関連会社を含む）および弊社に無断で、商標、会社名、ロゴマーク等の知的財産権を使用することはできません。
- (8) 名刺、その他販促品を、弊社の許可なく作成することはできません。
- (9) 会員登録申請の手続き、会員登録後の各種申請手続きは、申請者本人が行うこと。
- (10) 弊社商品を、許可している販売方法以外で販売する行為を禁止致します。

#### 14. 会員資格剥奪（除名処分）について

下記に該当する場合は「4. 会員の権利」に記載された全ての権利を剥奪し、除名処分と致します。

- ① 特定商取引法等の関連法規に違反し、反社会的行為を行った場合。
- ② 暴力団等反社会的と認められる団体に所属していることが明らかになった場合。
- ③ 弊社の営業活動に妨害を与えたと判断された場合。
- ④ 20歳未満および学生と発覚した場合。
- ⑤ その他、健全なビジネスを営むうえで、弊社が不相当と認めた場合。

#### 15. 名義変更および譲渡

- ① 本人が死亡した場合、90日以内の申請をもって法定相続人に名義変更することにより、会員の権利を継承することができます。
- ② 個人（代表者）から法人、法人から個人（代表者）への変更、結婚や離婚等により姓が変わった場合等は、名義変更ができます。
- ③ 会員権利の譲渡は、原則、3親等までとします。
- ④ その他の会員権利の譲渡や変更等は、弊社が認めた場合に限りです。

#### 16. 抗弁権の接続

弊社から商品を割賦支払いにより購入した会員は、クレジット会社等の割賦購入斡旋業者から割賦による代金の支払いの請求を受けた時に、当該商品もしくは当該権利の販売につき、それを販売した業者（弊社）に対して生じた事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗できます。

#### 17. 個人情報保護法について

個人を識別できる登録情報（氏名、住所、電話番号、ID番号、商品購入にまつわる情報、コミッション受給にまつわる情報等）を個人情報と呼びます。弊社は、個人情報の保護において極めて重要なことと認識し、会員のプライバシーの管理保護に努めます。弊社の提供するサービスおよび会員管理以外の目的に利用することはありません。

## 18. その他

弊社は、社会情勢の変化、経済事情の変動、各システム変更、関連法規変更および遵守に伴い、弊社が必要と判断した場合は、概要書面、契約書面、契約内容等を予告なしに追加、訂正、加算等により改定があるものとし、会員はそれを了承しているものとします。

### 紹介者会員

ID :

氏名 :

住所 :

TEL :

交付日：           年           月           日



**リビングフード発酵工業**  
**living food fermentation**

〒310-0044 茨城県水戸市西原 2-12-3 白石ビル

TEL:029-350-3112

FAX:029-350-3113

2019年11月